

手話で伝える

手話でつながる

手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例



うれしい

ひらかたし

ありがとう

手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例とは？

枚方市は市民及び事業者が「手話は言語である」ことを認識し、手話に対する理解を深め、手話によるコミュニケーションを図ることができるよう、手話に対する理解とその普及を促進し、ろう者はもとより、障害がある人もない人もすべての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざして、この条例を制定しました。



この条例では

手話とは、
文法体系をもち、
音声ではなく手指や体の動き、
表情によって視覚的に意思を
表現する言語であり、ろう者が
自ら工夫して作り上げた
言語としています。

ろう者とは、手話を主な
コミュニケーションのための
手段として用いる市民を
いいます。



ひらかたし

手話でつむぐ住みよいまち 枚方市手話言語条例

目的

手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もってすべての市民が地域の中で自立して生活し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目的とする。

基本理念

手話に対する理解及びその普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として行われなければならない。

市民の役割

◆手話に関する施策に協力するよう努める。



しゅわ

市の責務

- ◆手話の理解と普及、ろう者の社会参加の促進を図るため、総合的かつ計画的な施策の推進
- ◆さまざまな学びの機会を捉え、手話及びろう者への理解の促進
- ◆市民が手話を学ぶ機会の確保
- ◆ろう者が乳幼児期から保護者等と手話に親しむための支援
- ◆手話への理解とろう者への理解を深める取り組みの支援

《意見聴取》

◆手話に関する施策を実施する時は、ろう者及び手話に関する活動を行う者から意見を聴く。

事業者の役割

- ◆ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努める。
- ◆ろう者の働きやすい環境を整えるよう努める。



だいじょうぶ

聞こえない人が
困ること



◆外見からは障害があることがわからないため、声をかけられても気づきにくく、周りから「無視された」と誤解されるときがあります。

◆呼びかけても反応がない場合、「聞こえない」のかもかもしれません。軽く肩をたたいたり、後ろからではなく前に回って話しかけたりしてみてください。



◆放送や呼び出しが聞こえません。そのため、災害時などの状況判断が遅れることもあります。

◆話しかけられても何を言っているのかわかりません。また、声に出して話すことがうまくできない人もいるので、細かいことが伝わらずに誤解されてしまうことがあります。

◆口の動きをはっきりさせて、ゆっくり話したり、筆談や簡単な身振り・手振りで情報を知らせてください。



「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」は、令和3年3月15日に施行されました。

ゆびもじ (相手から見た形)

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
を	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
ん	る	ゆ	む	ふ	ぬ	っ	す	く	う
	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お	

～手話を学びたい人は～

枚方市手話講習会

手話をはじめて学ぶ人が、日常生活に必要な基本的な手話を習得することをめざす講座です。入門課程と基礎課程があります。

枚方市ステップアップ講座

大阪府の手話通訳者養成講座をめざすための講座です。より専門的な知識や高度な技術の習得をめざします。

- 「手話通訳の派遣」や「遠隔手話通訳サービス」や「手話の研修(教室)」などについては、福祉事務所障害福祉担当へご相談ください。
- 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例(全文)は、

枚方市手話言語条例

検索

してください。



枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL: 072-841-1221 内線3339 FAX: 072-841-5123

メール: shogaif@city.hirakata.osaka.jp

